

## 高取町徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、認知症等の原因により徘徊する又は徘徊する恐れのある高齢者（以下「徘徊高齢者」という。）の家族に対し、G P S等による位置検索システム（以下「位置検索専用端末機」という。）又は反射ステッカーを活用することにより、徘徊高齢者の安全を確保するとともに、家族の精神的・肉体的負担の軽減を図り、徘徊高齢者の在宅生活における質の向上に資するため、徘徊高齢者等家族支援サービス事業（以下「本事業」という。）を実施することにつき、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は高取町（以下「町」という。）とする。

2 町長は、本事業のサービス（以下「サービス」という。）の対象となる者、サービスの内容及び利用料の決定に係る事業を除き、本事業の一部について、適切な事業運営が確保できると認められる事業者（以下「委託業者」という。）に委託することができるものとする。

### (利用対象者)

第3条 サービスを利用することができる者（以下「利用対象者」という。）は、町に住所を有するおむね65歳以上の認知症高齢者等で、徘徊等の行為により行方不明となる可能性が認められる者とする。

### (利用申請)

第4条 サービスを利用しようとする利用対象者又はその家族（以下「申請者」という。）は、徘徊高齢者家族支援サービス事業利用申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

### (利用決定)

第5条 町長は、申請のあった利用対象者の状況を、前条の申請書及び質問表等により審査して、利用の可否を決定し、徘徊高齢者家族支援サービス事業利用決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 利用決定の通知を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、町長（第2条第2項の規定により委託した場合にあっては、委託業者とする。）から位置検索専用端末機の貸与又は反射ステッカーの配布を受けるものとする。

### (費用負担)

第6条 サービスの利用に際し、位置検索専用端末機の貸与に係る加入料金、標準充電器の購入に要する費用及び位置情報検索回数（月10回まで）の内、利用者負担分500円を除いた費用、反射ステッカー（年10足分）に要する費用は、町の負担とする。ただし、利用対象者が生活保護受給者である場合は、利用者負担分500円を免除する。

2 第1項の規定により町が負担する費用以外のサービスの利用に係る費用は、利用者の負担とする。

### (変更の届出)

第7条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、徘徊高齢者家族支援サービス事業利用申請事項変更届（様式第4号）を、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 第3条に規定する利用対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 住所その他申請事項に変更があったとき。
- (3) 入院又は入所等の理由により、長期間不在になるとき。
- (4) サービスの利用を辞退するとき。

### (利用の取消し)

第8条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、徘徊高齢者家族支援サービス利用取消（停止）通知書（様式第5号）により、利用者に通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する利用対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 入院又は入所等の理由により、長期間不在になるとき。
- (3) サービスの利用を辞退する旨の届出があったとき。
- (4) その他町長が必要と認めるとき。

### (個人情報の保護)

第9条 町長及び委託業者は、利用者及びその家族のプライバシーに配慮し、個人情報の保護に適切な方策を講じるとともに、事業により知り得た情報は、本事業の目的以外に利用し、又は他人に漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。